

平成28年9月16日

平成28年
第3回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第12号

臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成28年9月16日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書（案）

安倍政権は、臨時国会でTPP協定を批准させようとしていますが、参議院選挙で、農業が主産業の選挙区において、野党統一候補が勝利したことに見られるように、TPP反対の国民の意思は明らかです。

先の通常国会では、交渉過程を示した資料はタイトルと日付以外はすべて黒塗りで、国民への説明も情報公開も十分ではありませんでした。

その不十分な情報の下での審議ですら、①TPP協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないことと、②付属書で、日本だけが農産物輸出大国5か国との間で、さらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務付けられていること、③一切手を付けさせなかったと言う155の細目も品目でみれば「無傷」のものはただの一つもないと言う事実を、石原TPP担当相と森山農相は、認めざるを得ませんでした。

これらの内容が「農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」とした国会決議に反していることは明らかです。

また、TPP12か国で国内手続きが完了している国は一つもありません。特にTPP協定の発効にはアメリカの批准が必要ですが、アメリカの動向は、両大統領候補がTPPに反対を表明するなど、ますます混迷を深めており、TPPの発行事態危ぶまれています。

このような中で、日本が先んじて批准すべきではありません。

よって、臨時国会でTPP協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月16日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

衆議院議長 宛

参議院議長 宛

内閣総理大臣 宛

農林水産大臣 宛

経済再生担大臣 宛

意見書第13号

同和問題の解決に逆行する『部落差別固定化法案』の制定を行わない事を求める
意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成28年9月16日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

同和問題の解決に逆行する『部落差別固定化法案』の 制定を行わない事を求める意見書（案）

平成28年5月19日に、自民・公明・民進の三党共同提案で『部落差別の解消の推進に関する法律』案が衆議院に提出されましたが、この法案の提出の仕方や内容をめぐる批判の高まりの中で、参議院での廃案を避けようと継続審議とされました。

多方面から批判が寄せられた法案の内容は以下のとおりです。

まず1点目に、現状認識についての問題点として、部落差別を許さない社会的環境は大きく前進し、法の終了から14年過ぎた現在、部落差別の解消は進みこそすれ、差別が増えていると言う事実は無い。

一部の心無い人の行為などが、なお存在する事は否定出来ないが、それが今回の法案の立法事実とはならない。

法終了後のその後の変化として、インターネット上などでの部落に関する書き込みは増加しているが、差別事象との因果関係はあきらかでは無く、新たな法の必要とする立法事実は無い。

2点目に、過去の同和対策事業が実施される中で、部落問題だけを特別扱いする事に起因する行政の主体性欠如や不公正、「部落民以外は全て差別者」との部落排外主義に基づく『解放同盟』等の糾弾闘争の横行などを招来したことが明らかになっている事からも、この新たな法案上の理念は部落問題だけで無く、全ての人権問題に共通する理念であり、立法の根拠とはならない。

さらに、国による同和行政の特別対策が終了し、一般施策へと移行する主な3つの理由となる。

1つ目に、特別対策は本来時限的なものであり、これまでの事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化した。

2つ目に、特別対策をなお続けて行く事は、差別解消に必ずしも有効ではないこと。

3つ目に、人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難であること。

この様に、部落差別解決の今日的な到達点は明瞭であり、野洲市においても同和行政の終結へ向けて様々な個人施策も終了し、全体的な人権と言う観点での一般施策への移行も進められてきている中で、この様な新たな同和行政を復活させる様な法案が必要ではない事は明らかであります。

この法案に含まれた狙いは、部落問題を他の人権問題とは異なる特別扱いをするもので、かえって部落差別の解消には有害なものになると言わざるを得ません。

国民主権の現行憲法を、国が人権を管理するものへ改悪する危険性もはらみ、戦争法と同じく憲法を守って行くと言う観点からも到底認められるものではありません。

よって、同和問題の解決に逆行する『部落差別固定化法案』の制定を行わない事を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月16日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

内閣総理大臣 宛

総務大臣 宛

文科省大臣 宛

法務大臣 宛

意見書第14号

「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障の実現を求める
意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成28年9月16日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障の実現を求める意見書（案）

国は、介護保険の新たな負担増を検討しています。要介護認定を受けた人（約444万人）の過半数を占める要介護1・2の軽度者（約229万人）の訪問介護などを保険給付から外そうというもので、今年末までに結論を出そうとしています。

財務省の財政制度等審議会でも掃除や調理の生活援助利用が軽度者に多いことを繰り返し問題視し、「原則自己負担」を求めており、実施されたなら利用者は10倍の自己負担増になります。

生活援助サービスは訪問介護で掃除、洗濯、調理、買い物、薬の受け取り、衣類の整理・補修、ベッドメイクなど日常生活を支えており、ケアプランに基づき計画的に実施されているもので、専門家が利用者の状態の変化に気づき、早期対応を可能にしています。生活援助の「保険外し」は、そのような対応を難しくし、その結果、利用者の重症化が進み、むしろ介護保険財政を圧迫しかねません。

介護保険をめぐっては、一昨年の改悪で「要支援1・2」の人の訪問介護・デイサービスなどが保険対象から外されたばかりです。「医療・介護総合法」では、市町村の事業に移され、平成29年度から全自治体で実施するとしていますが、各地で「受け皿」不足が浮き彫りになり利用者・家族の不安を高めています。特別養護老人ホームの入所条件も「要介護3」以上とされたため、「要介護2」以下の人たちの入所がますます困難になっています。

社会保障費の大幅削減のために次々と介護保険の改悪を進める国の姿勢は、余りに非情です。国は、保険料を払うことで介護サービスを利用できる制度をつくってきました。それが、「負担あってサービス無しでは、制度の根幹を崩す詐欺です」、「いったいどこが介護離職ゼロ社会なのか」と怒りの声が高まっています。

よって、国においては、「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障の実現を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月16日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

内閣総理大臣 宛
総務大臣 宛
財務大臣 宛
厚生労働大臣 宛

意見書第15号

米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成28年9月16日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書（案）

米軍北部訓練場においては、東村高江の集落を囲むようにヘリパッドの建設が計画され強行されていますが、ヘリパッドの建設は当該地域の自然環境や住民生活へ悪影響を及ぼすものであり、オスプレイの欠陥・危険性に対する県民の不安が増しています。

このような中、沖縄防衛局は、東村高江のN4地区の2カ所のヘリパッドを完成させ、平成27年2月に米軍に先行提供し、米軍によるオスプレイの訓練が急増しました。オスプレイは昼夜を問わず民間地域の上空を低空飛行し、住民は身体的にも精神的にも限界を超えた騒音・低周波を浴び続け、学校を欠席する児童もいます。

また、沖縄防衛局は、ヘリパッド建設工事再開に向け、去る7月11日早朝から、県警の機動隊を投入してヘリパッド建設工事に反対する住民らを排除し、工事関係資機材の基地内への搬入を強行するとともに、全国から警察官の大量動員を始めており、このような政府の姿勢は許されるものではありません。

海兵隊の訓練施設であるヘリパッド（オスプレイヘリパッド）建設は到底容認できるものではありません。

よって、生命、安全および生活環境を守る立場から、政府が米軍北部訓練場ヘリパッド建設を強行に進めることに厳重に抗議するとともに、建設を直ちに中止するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月16日

野洲市議会議長 市木 一郎

内閣総理大臣 宛

外務大臣 宛

防衛大臣 宛

内閣府特命担当大臣（沖縄担当） 宛

意見書第16号

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成28年9月16日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 高橋 繁夫

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 岩井 智恵子

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

賛成者 野洲市議会議員 坂口 哲哉

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の 拡充を求める意見書（案）

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されています。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は平成28年度大学生らの約4割にあたる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくありません。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34か国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけです。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

記

1. 学ぶ意欲のある若者が、経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
2. 希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
3. 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
4. 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月16日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

内閣総理大臣 宛
文部科学大臣 宛

意見書第17号

南スーダンへの「安保法制」発動を許さない意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成28年9月16日

提出者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

南スーダンへの「安保法制」発動を許さない意見書（案）

防衛大臣が、「安保法制」で拡大された自衛隊の新たな任務について、全面的に訓練を開始することを発表しました。

南スーダンPKO（国連平和維持活動）に11月から派遣予定の陸上自衛隊に、新任務として検討している「駆けつけ警護」や「宿营地共同防護」の訓練に続き、集団的自衛権行使や「戦闘地域」での米軍への支援を想定した日米共同演習も狙っています。

これらは、海外での武力行使を禁じた憲法9条を踏みにじり、「安保法制」を本格的に運用し、日本を「戦争する国」にすることであり、絶対に許されません。

南スーダンは現在、大統領派と副大統領派との戦闘が激化しており、戦死者が出ています。首都ジュバだけでなく、中部ジョングレイ州では、8月21日副大統領派が、政府庁舎を襲撃し、100人以上が死亡し、政府軍に20人の死者がでました。北部ユニティでも戦闘が激化し、20日までの1週間で数千人が家を逃れたと報じられており、南スーダンでは内戦状態が続いています。

8月12日国連安保理は4,000人規模の「地域保護軍」の派遣を決定しましたが、ロシア、中国、エジプト、ベネズエラが反対しました。

受け入れ国の同意なしの地域に、保護軍を配備すれば「現地情勢をさらに緊張させ、暴力的になる」とベネズエラの代表は警告しました。

このような地域に、自衛隊を派遣し「駆けつけ警護」を付与すれば、自衛隊員に戦死者がでます。また、自衛隊がアメリカ軍への「駆けつけ警護」はNGO活動をしている民間人の命も危険になると、長谷部貴俊さん（日本国際ボランティアセンター事務局長）が発言されています。

自衛隊員の命や、NGO活動をしている方の命を守るためにも、「安保法制」を発動させないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月16日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

衆議院議長 宛

参議院議長 宛

内閣総理大臣 宛

意見書第18号

緊急事態条項の新設に反対する意見書 (案)

上記の意見書を提出する。

平成28年9月16日

提出者 野洲市議会議員 山本 剛

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

緊急事態条項の新設に反対する意見書（案）

現在、憲法改正を巡り、国会緊急権を具体化した緊急事態条項の新設が議論に上っています。大きな理由は災害対策と説明されていますが、それは「現行憲法下にある災害関連法制によって十分整備されている」と、大震災を経験した自治体を含む多くの弁護士会が「緊急事態条項の新設に反対する声明」等を出しています。

与党自民党が作成した「日本国憲法改正草案」の第98条及び第99条には、内閣総理大臣は閣議のみで緊急事態を宣言できること、宣言下の内閣は国会の議決を必要とせず政令を制定できること、また内閣総理大臣は緊急財政支出や地方自治体の長に対する指示ができること、更には憲法が国民に保障する基本的人権の制限ができること等が列記されています。これが現実になれば、たとえ一時的にせよ、近代国家の原則である「法の秩序」が崩壊し、行政府への過度の権限集中や国家権力による不当な人権侵害等が起きかねません。

こうして見れば、緊急事態条項の新設は、立憲主義を破壊し、地方自治への国家権力の安易な介入を許し、例えば「人身の自由」など慎重に保護されるべき基本的人権を蹂躪する可能性が否定できません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月16日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

衆議院議長 宛

参議院議長 宛

内閣総理大臣 宛

総務大臣 宛

法務大臣 宛